

雇用維持・確保等に関する要請書

平素は、三重県における雇用・労働行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県の雇用情勢は、有効求人倍率が令和4年4月に1.41倍となり、令和2年8月の1.01倍を底として緩やかな改善傾向となっているものの、令和元年の年間平均有効求人倍率は1.66倍であり、依然としてコロナ前の水準まで回復していない状況です。また、令和4年3月末現在の県内の大学卒業者の就職率は93.2%と令和2年3月末の95.4%を2.2ポイント下回っているほか、新型コロナウイルス感染症に起因する解雇見込み労働者数も累計で1,250名を超えています。

こうしたコロナ禍の厳しい情勢の中、事業主の皆様には、事業の継続に御努力いただいているところですが、ウクライナ情勢等の影響を受けて、原油や穀物等の国際価格は変動を伴いつつ、高い水準で推移するなど、経済社会活動の回復の阻害や雇用情勢の悪化などが懸念されております。

事業主の皆様には、あらためて県民の生活に直結する雇用の維持・確保に努めていただくとともに、テレワーク等の働き方改革を通じた労働環境の整備など、次に掲げる項目につきまして、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

一 従業員の雇用の維持について

雇用調整助成金や産業雇用安定助成金をはじめとする国の助成制度や、雇用シェア（在籍型出向、兼業・副業など）を積極的に活用いただくなど、従業員の解雇・雇止め等を可能な限り回避し、雇用維持に努めていただきますようお願いいたします。

二 有期契約労働者や短時間労働者、派遣労働者の雇用支援について

解雇や雇止め、労働者派遣契約の解除等は労働者の生活に直結するという認識を改めて共有いただき、可能な限り契約の更新等を図っていただきますようお願いいたします。やむを得ず解雇、雇止めを行う場合でも、労働関係法令を遵守いただくとともに、新たな就業機会の速やかな確保への御協力や、社員寮等に入居している労働者が離職後も一定期間入居を可能とする支援など、労働者の生活の激変を緩和し、求職活動への支障が生じないよう、できる限りの御配慮をお願いいたします。

三 若年者の就職支援について

2022年度新規学校卒業予定者等が安心して就職活動に取り組めるよう、中長期的な視点に立って、引き続き採用枠と応募機会を維持していただくよう最大限の努力をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、企業説明会や面接・試験などの採用活動において、オンラインの活用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

四 誰もが働き続けることができる職場環境づくりの推進について

多くの社会経済活動をストップせざるを得なかった中で、障がい者や高齢者をはじめ相対的に弱い立場の方々に大きなしわ寄せが及ばないように、しっかりと目配りいただきますようお願いいたします。また、障がい者や女性、高齢者、就職氷河期世代、外国人など、障がいの有無や性別、年齢、国籍等に関わりなく、すべての働く人にとって多様な働き方が実現できる職場環境づくりを進めていただけるよう特段の御配慮をお願いいたします。

五 職場における感染防止対策の徹底について

職場における感染拡大を防止するため、業種ごとに作成されている感染拡大予防ガイドラインを遵守していただくとともに、「密」の回避など感染防止対策について従業員の皆様への周知・徹底をお願いいたします。食事や休憩時など「居場所の切り替わり」の場面、業務スペース以外で多数の従業員が集まる場面、寮における共同生活などにおいて感染が広がる事例がありますので、そのような場面においても人と人の距離の確保や多くの方が触れる場面の消毒、換気の徹底などを行っていただきますようお願いいたします。

また、従業員が体調不良となった際に申し出しやすい環境づくりに取り組んでいただくとともに、外国人労働者に対する生活・文化の違いを考慮した感染防止対策の丁寧な周知、クラスターが多数発生している高齢者施設での基本的な感染防止対策についても改めて徹底をお願いいたします。

加えて、感染拡大を契機として急速に需要が高まっているテレワークの普及促進について、国のガイドラインに沿った取組を促すとともに、導入に取り組む中小企業を支援する助成金や、県のテレワーク導入支援の事業を活用いただき、生産性向上と働きやすい職場づくりの両立が図られるようお願いいたします。

令和4年6月17日

三重県商工会議所連合会会長 種橋 潤治 様

三重労働局長 金尾 文敬

三重県知事 一見 勝之

